

## 第 75 回財務省 NGO 定期協議質問書

### 議題 1：新型コロナウイルス感染症に関する医薬品への公平なアクセスに向けた日本政府の取り組みについて

提案者：国境なき医師団日本

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のパンデミックによる全世界的な危機は本年に入っても収束の道筋が立たず、より感染力の強い変異株の出現によって感染拡大のリスクはむしろ増えています。COVID-19 の予防・治療・検査などに対応する医療ツールを世界に行きわたらせるための国際社会の連携の枠組みとして設置された ACT アクセラレーター、またそのワクチン分野を担う COVAX ファシリティーの取り組みにも関わらず、昨今のワクチンの普及の遅れは、途上国・先進国を問わず多くの懸念と混乱を引き起こしているところです。

国境なき医師団（MSF）は、途上国や紛争地など保健体制や医療アクセスが乏しい地域で COVID-19 対応の医療援助にあたる団体として、その影響の深刻さを目の当たりにしています。貧困や紛争に苦しむ地域の住民、移民・難民など、対策から取り残されがちな人びとまでを含めて世界全体で感染が食い止められない限り、パンデミックが終わることはありません。一部の国々で全人口がワクチン接種を受けたとしても、地球上に対策から取り残される人びとがいる限り、更に新たな変異株が各地で出現しつづける恐れがあり、国際社会が以前のダイナミクスを取り戻すことはありません。このパンデミックを迅速に収束するには国際社会が連携して対策にあたることが不可欠です。

この観点から、昨年 9 月の「G20 財務大臣・保健大臣合同会議」において、麻生財務大臣が国際保健に対する政府のコミットメントを強調し、特に医薬品への公平なアクセスを重要課題として挙げて日本政府として取り組む姿勢を示されたことを歓迎します。<sup>1</sup>

<sup>1</sup> 「第 2 回 G20 財務大臣・保健大臣合同会議について」

[https://www.mof.go.jp/public\\_relations/finance/202012/202012f.html](https://www.mof.go.jp/public_relations/finance/202012/202012f.html)

（抜粋）

- 国際保健は、新型コロナ感染症が流行する以前から、日本政府の国際開発における重点分野の一つである。特に、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成、即ち、「全ての人々が、適切な予防、治療、リハビリ等の保健医療サービスを、支払可能な費用で受け取られる状態」を実現することに、日本政府は強くコミットしてきた。
- 麻生大臣からは、（1）新型コロナ感染症の危機に際し、G20 として力強いメッセージを世界に示す必要があること、（2）ワクチンと薬に、世界の誰もがアクセスするため、その開発のみならず、途上国における製造や普及を含めた包括的な取組が必要であり、特に特許利用の推進が重要であること、（3）感染症の抑制と経済回復の両立のためには、昨年の日本議長下で合意した UHC の推進が不可欠であること、について発言した。

（参考：G20 財務大臣・保健大臣合同会議 共同声明仮訳 抜粋）

・パンデミックを克服し世界経済の回復を支援する鍵となる、全ての人々への公平かつ手頃なアクセスを支援する目的の下、新型コロナウイルスの診断法、治療薬及びワクチンの研究、開発、製造及び分配を加速させるため、「新型コロナウイルス対応ツールへのアクセス加速事業（ACT-A）」とその下の COVAX ファシリティー、また知的財産権に係る自主的なライセンス供与の取組を含め、世界的な対応を行う必要性と共同の行動を推進する重要性を強調する。

・「途上国におけるユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）ファイナンスの重要性に関する G20 共通理解」に対する

公平なアクセスの実現にあたり、重要な鍵となるのが、知的財産権の取り扱いです。ワクチンを巡る動向に明らかなように、「世界の公共財」として多額の公的資金の支援や国際的な協力によって開発された COVID-19 ワクチンの配分は、製品の知的財産権をもつ開発企業の手握られており、多くの国の人びとには行きわたらず、世界中で反発を呼んでいます。MSF は、昨年 10 月に南アフリカ共和国・インド政府が共同で提起した、パンデミック下での COVID-19 に関連する知的財産権の一時停止の案を、知財権の障壁を超えて世界全体のリソースを医療物資の開発・生産に活用し、対策を迅速に拡大する策として支持しています。<sup>2</sup>

このアクセスの課題に対応する施策として昨年から提唱されてきた「特許権プール」を初めとする日本政府の取り組みについて、以下の点についてお考えをお聞かせください。

質問：

1. 日本政府が提唱する新型コロナウイルス感染症に対応する特許プール（以下、「新プール」と表記）はユニットエイドの「医薬品特許プール」（Medicines Patent Pool: MPP）に設置されるものと理解しているが、具体的にどのような枠組みで設置されるものか伺いたい。また、いま現在、日本政府が進めている新プールの準備・整備に向けた取り組みの具体的な内容をご説明いただきたい。
2. この「新プール」における日本政府の役割、また他国政府との連携についてお考えをうかがいたい。昨年、米国で予定されていた G7 首脳会合で「新プール」を提案する予定があったが、今年の G7、G20 の場でも提起をされる予定か。
3. 新型コロナ感染症に対応するために知的財産権や技術を共有するグローバルな枠組みとしては世界保健機関（WHO）が立ち上げた C-TAP（COVID-19 技術アクセス・プール）があるが、別に新プールを設置する理由は何か。ACT アクセラレーターや C-TAP を始めとする他の国際連携の枠組みに対する日本政府の姿勢を伺いたい。
4. 一方で、C-TAP に対しては製薬企業側が協力を拒んでいる現実があり、企業の自発的な知的財産権の共有には期待ができないという懸念がある。この点、「新プール」では開発企業の協力を促す取り組みを、日本政府としてどのように進めていかれる予定か。また、日本企業の参加をこの計画の中でどのように位置づけているのか。
5. 「新プール」が対象とするのは治療薬のみか。知的財産権が障害となって生産の拡大と公平な分配が阻まれてきた物資には、ワクチンの他、検査器具やマスク・防護服などもあるが、こうした医療物資全般への公平なアクセスを実現するための日本政府の取り組みは。
6. こうした国際協調の枠組み、また政府による支援には、透明性と説明責任が求められるが、「新プー

---

我々のコミットメントを改めて強調する。

<sup>2</sup> MSF Briefing Document: India and South Africa proposal for WTO waiver from intellectual property protections for COVID-19-related medical technologies (18 November 2020)  
<https://msfaccess.org/india-and-south-africa-proposal-wto-waiver-ip-protections-covid-19-related-medical-technologies>

ル」の設置と運営に関して市民社会の参画を日本政府はどのように位置づけているか。

## 議題 2 : ACT アクセラレーターに関する日本政府の貢献と関与について

提案者 : 公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン アドボカシーヘッド 堀江由美子

日本政府がこれまで、COVID-19 対策における国際協調を重視し、昨年に関連する国際的な誓約機会を通じてコミットメントを表明、令和元年度の予備費、令和 2 年度の第 1 次補正予算、第 3 次補正予算を通して WHO、GAVI、CEPI などの国際機関への拠出を行い、また様々な国際プロセスで多国間協力を積極的に推進してきたことを歓迎しています。

昨年 4 月、WHO はビル&メリンダ・ゲイツ財団、CEPI、GAVI、グローバルファンド、ユニットエイド、ウェルカム・トラストと共に、COVID-19 に関する新規のワクチン・治療・診断の技術開発・生産と平等なアクセスを世界的に加速化させるための国際協調枠組み、「COVID-19 製品アクセス促進枠組み (ACT アクセラレーター)」を設立し、日本は呼びかけ国として参加しました。またそのワクチンに関する共同購入のパートナーシップである COVAX ファシリティに昨年 9 月に参加を表明、10 月には COVAX ファシリティの途上国支援枠組みの COVAX-AMC (事前買取制度) に GAVI を通じて 1.3 億ドルの拠出を表明。さらに先般 2 月 9 日には ACT アクセラレーター運営理事会にて COVAX への 1.3 億ドルに 7000 万ドルを積み増して 2 億ドルの拠出表明を行いました。これに加え、CEPI への 9,600 万ドル、UNITAID への 100 万ドルとこれまでに合計 2 億 9700 万ドルをコミットしています。

ACT アクセラレーターが昨年 9 月に発表した「インベストメント・ケース」によると、2021 年 3 月末までに合計 380 億米ドル (約 4 兆円) の資金が必要とされてきましたが、現在までに拠出が誓約されている資金は約 60 億ドルで、必要資金や期限の修正等を経て現時点での「インベストメント・ケース」では 2021 年末までにあと 270 億米ドル (約 3 兆円) が必要とされています。日本の拠出は、現状英国、カナダ、ドイツ、ノルウェー、サウジアラビア、欧州委員会に次ぐ 7 番目となっています (バイデン政権のもとワクチンの調達・供給への 40 億ドルの資金拠出が交渉中であり、これが成立すれば 8 番目)。またゲイツ財団をはじめとする民間財団の拠出を含めると、これまでの総額 60 億ドル中、日本の拠出が占める割合は 3.8%です。ACT アクセラレーターのワクチン、治療薬、診断・検査、保健システムの 4 つのパートナーシップにおける不足額は以下の表のとおり。

パートナーシップごとの資金ギャップ (単位 : 10 億ドル)	Q1/Q2/2021	Q3/Q4/2021	2021 合計
診断	1.9	7.0	8.9
治療	1.4	1.8	3.2
ワクチン	7.8	<0.1	7.8
保健システム	3.2	4.3	7.4
合計	14.2	13.1	27.2

(ACT-A Prioritized Budget & Strategy for 2021, 3 Feb. Consultation Draft)

新型コロナウイルス感染症は依然として地球規模の脅威となり続けており、COVID-19 の脅威は、全ての国で克服されなければ、なくなることはありません。ACT アクセラレーターを通じてワクチンをはじめとする COVID-19 関連製品を開発・製造し、その迅速な供給と衡平なアクセスを実現していくためには、十分な資金が必要とされると共に、開発国や製薬企業が利益を独占せず、製品を必要とする人々に入手可能な方法と値段で供給されるようにすることが重要です。しかし、現状では先進国を中心にワクチン保有国や製薬企業との個別交渉によるワクチン確保により、COVAX ファシリティへのワクチンの供給が遅れ、COVAX に参加している多くの途上国はワクチン接種の目途が立たない深刻な事態となっています。

#### <質問>

1. 日本政府はこれまで国際的な場で COVID-19 関連製品の衡平なアクセスに関する世界的な行動を推進してきましたが、依然として大きな資金ギャップに直面する ACT アクセラレーターに対するさらなる貢献・資金拠出が日本政府として求められると考えます。令和3年度通常予算には ACT アクセラレーターに対する予算はついておらず、今後の拠出見通しも含め、財務省としての考え方を伺わせてください。

2. 日本政府が、COVID-19 関連製品の開発・供給における途上国の衡平なアクセスを促進するため、特許権プールの設置による技術・製造方法の共有と特許権利用の推進を含む包括的な取り組みを G20 財務大臣・保健大臣会合などのプロセスを通じて提唱したことを歓迎しています。それについて、今年の G7、G20 サミットでさらに具体的な進展が図られることを期待しますが、現在の進捗状況を伺ってください。

3. さらに、日本政府は ACT アクセラレーター、COVAX に公的拠出を行うドナーそして運営理事会のメンバーとして、途上国を含む製造・供給キャパシティの拡大のために、知的財産の共有と非独占的实施権、治験データや価格の透明性、製品の輸出規制の排除など、COVID-19 関連製品の公共財としての透明性の確保のために、各方面に対してより積極的な働きかけを行って頂きたいと考えます。これについての財務省としての考え方を伺わせて下さい。

4. COVAX-AMC は現在 92 か国の途上国メンバーに対し、人口の 20%のワクチンを提供するものですが、それを超えるワクチンの購入や国内での供給準備について、GAVI は途上国が開発銀行を通じてそのための資金調達を行うことを推奨しています。開発銀行側も、アジア開発銀行が昨年 10 月に 90 億ドルのアジア太平洋ワクチンアクセスファシリティを設置、世界銀行も 120 億ドルの支援を発表するなどの動きが進んでいますが、ACT アクセラレーターや COVAX、また衡平なアクセスにおける世界銀行および地域開発銀行の役割について、どのように評価されているのでしょうか。

### **議題 3：国際協力銀行による「成長投資ファシリティ」の運用とネットゼロ目標との整合性について**

**提案者：遠藤諭子（メコン・ウォッチ）、深草亜悠美（FoE Japan）**

#### **背景**

2020 年 12 月 28 日、国際協力銀行（JBIC）は、日韓企業が出資するベトナム社会主義共和国のブンア

ン2 石炭火力発電事業（以下、ブンアン2）に対する融資を決定した。この事業については、市民社会や関係企業の投資家から、パリ協定の長期目標と整合性がないとの懸念が表明されていた<sup>3</sup>。

さらに、同融資は「成長投資ファシリティ」の「質高インフラ環境成長ウインドウ」を活用したものである。

同ウインドウは、実施要領骨子<sup>4</sup>として以下を挙げている。

*対象案件（一般業務勘定）：*

*温室効果ガス等の排出削減又はその他地球環境保全目的に資する案件（再生可能エネルギー、省エネルギー、グリーンモビリティ(モーダルシフト（輸送手段の効率化）、電気自動車等）、大気汚染防止、水供給・水質汚染防止、廃棄物処理等）*

日本政府としてカーボンニュートラル宣言を行い、またコロナ禍からの気候変動対策とも矛盾のないいわゆる「グリーン・リカバリー」を求める声が世界的に高まっていることを踏まえれば、石炭火力発電事業を「温室効果ガス等の排出削減又はその他地球環境保全目的に資する案件」の対象に含めることは、不適切である。

同ウインドウは2021年1月の「ポストコロナ成長ファシリティ」新設に伴い廃止されたが、この新設ファシリティに設けられた「脱炭素推進ウインドウ」の（1）の実施要領骨子は、同ウインドウと全く同じ内容となっている。今回のブンアン2の事例から、今後も新設ファシリティの「脱炭素推進ウインドウ」活用にあたり、脱炭素の内容が適切に検証されぬまま、石炭を含む化石燃料事業の支援が行われることが危惧される。

さらに、「成長投資ファシリティ」内に「新型コロナ危機対応緊急ウインドウ」を創設以降、JBICは企業の信用等の問題からプレスリリースにどのウインドウを利用したかを明記しないとしており、ブンアン2でも明記していなかった。この点についても、ファシリティが目的に沿って適切に利用されているかを第三者が確認できるよう、透明性向上のために情報公開を行い、説明責任を果たすべきである。

なお、世界の複数の輸出信用機関（ECA）が気候変動対策のため、石炭にとどまらず、その他の化石燃料に対しても支援制限を打ち出し始めている。昨年12月には英国（ECA: UKEF）が化石燃料事業への公

<sup>3</sup> 例えば以下など。

「ベトナム・ブンアン2 石炭火力発電所建設に反対 世界40以上の国・地域から127団体が日本の官民に要請書」2020年5月26日 <https://sekitan.jp/jbic/2020/05/26/4516>

「【共同声明】韓国電力公社のベトナム・ブンアン2 石炭火力発電事業への参入決定に抗議・日本の官民も事業から撤退を」2020年10月5日 <https://sekitan.jp/jbic/2020/10/05/4784>

Nordea Asset Management, 2020年10月, “Enquiry regarding the Vung Ang 2 coal-fired power plant project in Vietnam” [https://www.nordea.lu/documents/static-links/Nordea\\_CEO\\_letter\\_on\\_climate\\_coal\\_phase\\_out\\_Vung\\_Ang\\_2.pdf/](https://www.nordea.lu/documents/static-links/Nordea_CEO_letter_on_climate_coal_phase_out_Vung_Ang_2.pdf/)

<sup>4</sup> [https://www.jbic.go.jp/ja/information/news/news-2020/pdf/0501-013397\\_1.pdf](https://www.jbic.go.jp/ja/information/news/news-2020/pdf/0501-013397_1.pdf)

的支援の停止を宣言<sup>5</sup>。米国も今年1月、バイデン大統領が就任早々に大統領令<sup>6</sup>で、持続可能な開発とグリーン・リカバリーを進める一方で、炭素集約型の化石燃料をベースとしたエネルギーに対する国際支援の終了を促すために米国が取るべき過程を特定するよう指示している（ECA: EXIM）。フランスやスウェーデンのECAも、石炭のみならずガス開発や上流の開発に対しても制限を設けている。

以上の背景から、以下質問する。

## 質問

質問1. ブンアン 2 石炭火力発電事業は、多くの温室効果ガスを排出する事業である他、SOx、NOx、PM等の大気汚染物質の排出濃度も日本のグッドプラクティスに比べ数倍高い。この事業を「質高インフラ環境成長ウインドウ」で融資することは、ウインドウの趣旨に反していると思うが如何か。財務省の見解を伺いたい。

質問2. 「ポストコロナ成長ファシリティ」の「脱炭素推進ウインドウ」の「(2) 資源案件」では、「但し、地球環境保全目的に資する非化石エネルギーを対象とする案件に限る」という条件が付されたが、なぜか。制度内の一貫性を踏まえれば、「(1) 温室効果ガス等の排出削減又はその他地球環境保全目的に資する案件」に対しても「非化石エネルギー」という条件を適用していくべきと考えるが、財務省の見解を伺いたい。

**議題4：クーデター発生後のミャンマーにおけるビジネス支援（JBIC 支援都市開発事業：Y Complex）及び「民政化」時の債務帳消しに係る日本政府の説明責任について**  
議題提案者：メコン・ウォッチ 木口由香、法政大学/メコン・ウォッチ顧問 松本悟

背景：

前回第74回の定期協議において「国際協力銀行(JBIC)が支援するミャンマー・ヤンゴンでの複合不動産開発・運営事業（通称 Y Complex）において求められる人権配慮について」を質問しているが、その後、本年2021年2月1日にミャンマーでは国軍によるクーデターが発生した。

Y Complex は、国際協力銀行（JBIC）が2018年12月に「質高インフラ環境成長ファシリティ」の一環として、支援を決定したものである。JBICは、東京建物株式会社、株式会社フジタが、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN）と共に設立したシンガポールの法人 Yangon Museum Development Pte. Ltd. (YMD) との間で、融資金額約4,700万米ドルを限度とする貸付契約を締結している。YMDはこの資金を、ミャンマーの法人 Yangon Technical and Trading Company Limited (YTTC) と共に設立し

---

<sup>5</sup> Prime Minister's Office, 2020年12月12日, "Press release: PM announces the UK will end support for fossil fuel sector overseas"

<https://www.gov.uk/government/news/pm-announces-the-uk-will-end-support-for-fossil-fuel-sector-overseas>

<sup>6</sup> The White House, 2021年1月27日, "Executive Order on Tackling the Climate Crisis at Home and Abroad"

<https://www.whitehouse.gov/briefing-room/presidential-actions/2021/01/27/executive-order-on-tackling-the-climate-crisis-at-home-and-abroad/>

たミャンマー法人 Y Complex Company Limited を通じ、ヤンゴン市のホテル・サービスアパートメント等を備えた複合不動産の開発・運営事業に投じている(1)。この事業の敷地は、国防省が管理しており、環境アセスメントに添付された契約書から、賃貸人が同国軍の兵站副総局長で、賃貸借契約書によれば賃料はミャンマー・チャットまたは米ドルで「防衛口座 (Defense Account)」という名義の口座に振り込まれることが明らかとなっている(2)。昨年 12 月 15 日、JBIC は、融資決定前にこの環境アセスメントに相当する内容で環境レビューを行なった、と電話でメコン・ウォッチに回答した。

本年 2 月 4 日の石橋通宏参議院議員事務所における会合で JBIC は、この環境アセスメント添付の契約書を元に現在も事業が行われていることを認めている。その際、賃料は一般会計に入っているという説明を伺っているが、兵站総局に支払われた賃料は国防予算に組み入れられたと理解する方が合理的である。実際、昨年 6 月の国軍記者会見で、国軍スポークスマンは、この賃料が国防予算に入っていると述べていることが前回定期協議後に明らかになった(3)。前回会合で指摘したように、ミャンマーでは、The Union Auditor General Law の 39 条で定められた通り、国防省は国の監査の対象外であり(4)、国軍が管理する国防予算は、現在機能を停止させられている NLD 政権の監督下になかった。なお、JBIC の融資決定は、2017 年 8 月に発生したラカイン州での人道危機(5)の後のことである。

また、日本政府は 2011 年に民政移管したミャンマーへの経済協力を本格化させるため、2013 年に延べ 5150 億円近い延滞債務解消措置をミャンマー政府に対して行った。世界銀行などとの調整の必要性もあり、延滞債務解消を主導したのは財務省だったと理解する。延滞債務解消に当たっては、本定期協議だけでなく、NGO や在日ビルマ人団体からも意見を聴取する機会を設けた。質問者も、当時の門間国際局長、武内国際局長と何度か意見交換させて頂いた。そこで提示された条件は、遅延損害金 1761 億円及び 2012 年 4 月以降に弁済期限がくる約 125 億円に対しては民主化に逆行しない（具体的にはアウンサンスーチー氏が再拘束されない）ことなどを 1 年間モニタリングすること、返済期日が 2003 年 3 月末以前の 1989 億円については超短期の商業ローン（ブリッジローン）を活用して解消した上で、「社会経済開発支援計画」を通じてガバナンス分野を含む社会経済改革を支援することであった。

このように、日本政府、特に財務省が力を入れてミャンマーの民主化や法・制度の改革に大量の公的資金を投じたものの、8 年経った今年 2 月に軍事クーデターが発生した。軍は緊急事態を宣言した上で、司法・立法・行政の権限が国軍司令官に委譲されたと発表した。また、アウンサンスーチー国家顧問らが拘束される事態になった。以上の背景を踏まえて以下に質問したい。

質問：

1. Y Complex 事業の賃料は、「一般会計」に入っていると JBIC は主張しているが、この一般会計とは何を意味しているのか。JBIC の認識する一般会計には、国防予算が含まれるのか、もしくは含まれないのか。また、国防省に関連する歳入歳出に関しては、クーデター以前でも NLD 政権から説明が得られる状態ではなかった中、兵站総局の口座から一般会計に資金が移行されたことを JBIC は国軍に確認する必要があったと考えるが、財務省のご見解を伺いたい。また、JBIC がこの点をどのように確認されたのか明らかとされたい。

2. JBIC は Y Complex 事業に対する融資決定前、環境レビューの調査項目については、環境アセスメントの内容を包含する環境レビューを行っているのご説明があり、兵站総局に賃料が支払われると事前に承知されていたと考える。開発協力大綱で「理念(2)基本方針、ア. 非軍事的協力による平和と繁栄への貢献が謳われており、また国連「ビジネスと人権に関する指導原則」原則 4(6)で、輸出信用機関を通じての国家の人権保護の責任が規定されていることに鑑み、2017 年 8 月のラカイン州での人道危機の発生を受け、JBIC は本融資の意思決定にあたって借入人等に対し人権デューディリジェンスを求めることを含め、人権保護のための適切な措置や配慮確認を行なうべきであると考えますが、財務省の見解を伺いたい。また、こうした人権面に関して、JBIC は融資決定前にどのような措置や確認を借入人等に対し行い、どのような判断の下、融資決定に至ったか明らかとされたい。

3. Y Complex 事業の賃料に関する問い合わせを JBIC に行なった当初、企業の商業上の秘密にかかるとのことでご回答がいただけなかったが、環境アセスメントには、契約書が添付されていた。前回の定期会合でも、商業上の秘密あるいは融資契約において守秘義務がある状況である旨 JBIC から説明があった。このように商業上の秘密を広くとり契約を行うことは、環境社会配慮確認のための JBIC ガイドラインにおける情報公開の趣旨を損なうものと考えますが、財務省の見解はいかがか。

4. Y Complex 事業のように、ミャンマー国軍を裨益する可能性がある事業は、他にもあると懸念する。確認したところ、カテゴリー C の案件も含め、10 数件がミャンマーで実施されている。この中には、国軍関連企業との提携解消をクーデター後に発表したキリンホールディングス株式会社に対する融資も含まれる(7)。今回のクーデターの発生を受け、JBIC の全ての融資案件において国軍との関係性を早急に調査すべきと考えますが、財務省の見解はいかがか。

5. 遅延損害金の解消に投じられた 1900 億円近い税金についてどのように納税者に説明するのか。延滞債務解消の議論の中で、1 年間のモニタリングは短すぎるとの意見が NGO からは出されていた。モニタリング期間が過ぎたとはいえ、多額の税金がそこに充てられたことを踏まえ、延滞債務解消に尽力した財務省として、アウンサンスーチー氏らが拘束され、明らかに民主化が後退したことに対して今後どのような対応をお考えか。

6. ブリッジローンのいわば条件ともいえる「社会経済開発支援計画」の事後評価（2014 年）によれば、「関係する全省庁部局へのインタビューができなかった」、「質問票の回収が十分ではなかった」、「回収した回答に不明な点が多かった」、「追加情報収集が困難だった」ことから、十分な情報収集ができなかったと結論付けている。改革の内実を表す政策アクション実施の効果も評価できず、改革は事後評価時点でも進行中だと書かれている。再び軍が実権を握った今、2000 億円近い同計画が適切に運用されているかどうかを改めて確認し、その結果を公開することは、国民・市民に対するアカウンタビリティの確保にとって欠かせないものと考えます。財務省の見解をお聞かせ頂きたい。

\*\*\*

(1) JBIC プレスリリース

<https://www.jbic.go.jp/ja/information/press/press-2018/1218-011714.html>

(2) Environmental Impact Assessment Y COMPLEX PROJECT Dagon Township. YANGON. July 2019.  
<http://ayeyarhinthar.com/pdf/Environmental%20Impact%20Assessment%20Report%20of%20Y%20Complex%20Project.pdf>

(3) 国連ビジネスと人権ワーキンググループに対する共同申立書 Appendix XII

([https://hrn.or.jp/wpHN/wp-content/uploads/2021/02/Joint-Submission-to-Mr.-Pesce\\_0.pdf](https://hrn.or.jp/wpHN/wp-content/uploads/2021/02/Joint-Submission-to-Mr.-Pesce_0.pdf))

Myanmar military spokesperson's comments during a June 22, 2020 press conference confirming that the military owns the land which Y-Complex is being developed on.

<https://www.facebook.com/watch/live/?v=935042153633335> (7:21 以降の発言)

"What I can tell you now is that - all the money we get from this project goes to the defense ministry."

(4) 39 条 "The provisions contained in this Law shall not apply to the Ministry of Defence."

<https://www.mlis.gov.mm/IsScPop.do?lawordSn=9512> (2021/02/19 閲覧)

(5) ヒューマンライツ・ウォッチ 「ビルマ：ロヒンギャ成人女性と少女、大規模なレイプ被害 兵士による集団強姦、子どもの殺害」 <https://www.hrw.org/ja/news/2017/11/16/311441>

(6) 国家は、国家が所有または支配している企業、あるいは輸出信用機関及び公的投資保険または保証機関など、実質的な支援やサービスを国家機関から受けている企業による人権侵害に対して、必要な場合には人権デューデリジェンスを求めることを含め、保護のための追加的処置をとるべきである。

(7) JBIC プレスリリース <https://www.jbic.go.jp/ja/information/press/press-2015/1125-44174.html>

## 議題 5：モザンビークへの円借款及びナカラ回廊開発（鉄道整備・石炭開発・天然ガス開発）への JBIC 融資について

議題提案者：日本国際ボランティアセンター（JVC）、モザンビーク開発を考える市民の会、アフリカ日本協議会（AJF）

### 【背景】

#### （1）モザンビーク政府の「隠れ債務」問題と円借款

日本の NGO は、2016 年 3 月、本協議会において、2006 年に借款放棄したモザンビークの「債務持続性」の問題を鑑み、対モザンビークの円借款を見直すよう提言した。その直後の 4 月に、IMF がモザンビーク政府に 10 億ドル超の債務の報告漏れ「隠れ債務」があることを発表、この一報を受けて 2016 年 6 月の協議会では円借款の停止を要求した。これに対し、財務省は、2016 年 9 月の協議会で、「2015 年 5 月に 292 億円を供与したのを最後に新規の供与を行っていない」ことを明らかにした<sup>7</sup>。以来、本協議会においては、NGO の側から、「隠れ債務」に対する財務省としての各協議会時点の現状認識・見解と、対モザンビークの円借款の状況等を確認し、また、モザンビーク政府の人権・透明性を含むガバナンスのあり方について問題提起し、これまでに 10 回にわたり議論してきた（第 61～67、70、72、73 回）。この間、財務省からは「非開示債務の問題は重要なイシューである」との見解が示されてきた。

前回、議題提案をした 2020 年 6 月の本協議会においても、NGO からの質問に対し、財務省からは再度「新規の円借款については引き続き供与はしていない」との説明があり、モザンビークが抱える「大きな問題」が「大きく劇的に変わったことはなく、「この状態で貸せるような状態では、なかなかない」との回答があった。

<sup>7</sup> 財務省 NGO 定期協議（2016 年 6 月 14 日、9 月 15 日）<https://www.ngo-jvc.net/jp/projects/advocacy/prosavana-jbm.html>

また、ガバナンスについては、2020年12月の本協議において以下の見解が示されている。

米山泰揚 開発機関課長

「インフラのガバナンスという話は、借入国あるいは援助を受ける国だけでやれば良いという話ではなく、みんなで取り組んでいかなければいけないのだと思う。だからプロジェクトを実際に実施する国もそうであるし、その援助資金を出すような国もそうだろうし、あるいは最近では民間の資金も入るケースが多いため、民間の債権者のケースもあるだろうし、みんなで一緒になってきちんと取り組まなければならないという話だと思う。これがきちんとできるかできないか、が・・・(中略)・・・いわゆる我々が本当にやりたいと G20 で実証してきたような質の高いインフラとも差をつくっていく話なのだと思う。」

### (2) ナカラ回廊開発（鉄道整備・石炭開発）への JBIC 融資について

2014～2016年、2018年のモザンビークおよび日本の NGO と農民組織による合同現地調査から、テテ州の石炭開発事業ならびにナカラ鉄道整備事業により、地元住民に対する人権侵害、生活への悪影響・被害（十分な説明・合意と補償なき強制移転と家屋・土地の喪失、生業への影響、粉塵・振動・騒音被害、生計への影響、道路封鎖とコミュニティ分断、線路への転落事故など、不十分な補償とフォローアップ（短期間での家屋損壊、契約違反）など）が生じていることが確認されてきた。これを受けて、2017年2月から本協議で問題提起、報告と対策を求め、これまでに計6回の協議を継続してきた（第64、65、66、67、70、72回）。そのなかで、特に2017年2月と6月の協議では、現地で生じている被害を写真とともに提示し、JBICには同事業への融資を決定しないよう求めてきたが、2017年11月28日、JBICは三井物産によるナカラ回廊開発事業への約1000億円の貸付契約を締結した<sup>8</sup>。これには日本貿易機構の貿易保険約1000億円も供与された。並行して、JBICと個別に、現地状況のモニタリングと被害対応について確認と協議を重ねてきた。その結果、被害に対する一程度の対応が行われていることについては確認されたが、（地図は共有されたものの）どこで対応されたのかわからず、その後も現地農民ならびに NGO らにより確認されている被害や影響とのギャップは埋められないままである。

2019年12月には、同年11月27日付の三井物産のプレスリリースおよび新聞報道において、モアティーズ炭鉱／ナカラ回廊鉄道・港湾インフラ事業において減損損失が見込まれ、見直しを迫られていると発表され<sup>9</sup>、ポルトガル語新聞では、3ヶ月の操業停止が予定されているとの報道がなされた<sup>10</sup>。これを受けて、NGO側からは収益状況とそれへの見解、また融資返済計画への影響について NGO 側から質問、対する JBIC からの回答は「足元の事業者の減損損失計上については注視している」が「融資の返済がしっかり返ってくるかに懸念が生じている状況にはないという認識」が示された。

その後、2021年1月になり、三井物産と当該事業を実施しているブラジル Vale が「事業損失を出している Moatize 炭鉱と、モザンビークの Nacala Corridor 鉄道および港湾プロジェクトを売却」することを発表、三井物産は、Vale との間で、同「事業の持分売却に係る基本条件」として「保有する同事業の全持分とこれに付随する融資を、Vale にそれぞれ 1.0 米ドルで譲渡することに合意」したと発表した。その際、モザンビークのメディアによれば「三井物産は、モザンビークの石炭およびインフラ資産について、総額 467 億円（4 億 5,100 万ドル）の一連の減損損失を計上し、ムワティゼ炭山の簿価をゼロにした」一方で「ナカラの輸送回廊は、ローンを含めて、まだ約 5 億ドルの簿価を持っている」と報じられている<sup>11</sup>。

### (3) ナカラ回廊開発（天然ガス開発）への JBIC 融資について

<sup>8</sup> <https://www.jbic.go.jp/ja/information/press/press-2017/1128-58878.html>

<sup>9</sup> <https://www.nikkei.com/article/DGXMZO52654600X21C19A1EAF000/>  
<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO52673550X21C19A1DTA000/>

<sup>10</sup> <https://www.cartamz.com/index.php/economia-e-negocios/item/3777-vale-anuncia-encerramento-da-mina-de-moatize-por-tres-meses-em-2020>

<sup>11</sup> [https://www.mitsui.com/jp/ja/release/2021/1240454\\_12148.html](https://www.mitsui.com/jp/ja/release/2021/1240454_12148.html)

<https://clubofmozambique.com/news/brazils-vale-to-divest-troubled-coal-assets-in-mozambique-182579/>

## a) これまでの議論の経緯と JBIC による融資決定

日本企業（三井物産など）と政府系機構（JOGMEG）がモザンビーク北部カーボデルガード州にて天然ガス開発（第 1 鉱区、筆頭権益社 Anadarko 社→Total 社）を進めている。三井物産の投資額は 25 億ドルとも言われている。一方、JBIC は 2014 年 9 月、モザンビーク鉱物資源省との間で、モザンビークで日本企業が関与する資源関連プロジェクトの実現に向けた情報・意見交換及び案件形成協力等を目的とする覚書を締結した。

これについて日本の NGO は、現地状況の悪化を受け、2019 年 12 月および 2020 年 6 月の本協議会で、以下に述べる本開発事業をとりまく現状を説明、問題提起した。また 2020 年 1 月には、モザンビークの NGO・Justiça Ambiental/ JA!（Friends of the Earth, Mozambique）のスタッフ、ディプティ・パートナーガー（Dipti Bhatnagar）氏の来日を受けて、JBIC にて両者の面談が行われた。面談のなかで、パートナーガー氏は、エネルギー問題、気候変動、同開発事業の人権問題（実施に伴う立退き）、対象地域の治安と武装化に関わる問題、モザンビーク政府による人権抑圧（メディア規制に関わる新法）の問題性を指摘これら観点から、同天然ガス開発事業に関わらず、融資を断念するよう JBIC に強く求めた<sup>12</sup>。また、6 月には JA! を始めとするモザンビーク NGO が、同天然ガス開発事業の問題性を指摘、即座中止を訴える声明を発表したことを受けて<sup>13</sup>、日本の NGO としても、本協議にてこれを共有（添付資料 1 として）、JBIC に融資を行わないよう訴えた。

しかしながら、その直後の 7 月、JBIC は同事業に対し、約 3,300 億円（30 億 USD）の融資決定を発表した。

## b) 天然ガス開発事業をめぐる問題

### ◆情勢悪化

天然ガス油田開発地域のカーボデルガード州で、2017 年から武装集団による武力攻撃が継続している。本協議会で議題提案をはじめた 2019 年 12 月時点で、死者は 200 名を超え<sup>14</sup>、避難者は約 65,000 人だったが<sup>15</sup>、その後悪化の一途をたどり、2021 年 2 月時点で、死者 2,500 名、国内避難民は 570,000 万人と<sup>16</sup>、いずれもこの 2 年で約 10 倍となっている。なかでも特に、2020 年 4 月以降にこれらの数が急増しており状況が劇的に悪化していることがわかる。なお、各種報道では、こうした混乱のなかで、モザンビーク政府軍が住民や拘束した反乱軍を虐待しているとも報じられており、実際、2020 年 9 月には、政府軍の兵士が路上を裸で歩く女性を追い回した上、背後から自動小銃で乱射して殺害したとする映像も SNS 上に流出した<sup>17</sup>。

武装集団の実態については、様々な分析があるが、それらにおいて共通しているのが、背景として同州

---

<sup>12</sup> 「JBIC とモザンビーク環境 NGO 面談記録（モザンビーク天然ガス開発融資）」

<http://mozambiquekaihatsu.blog.fc2.com/blog-entry-455.html>

<sup>13</sup> JA! は、6 月 4 日付で国際社会に対する声明「Gas Rush, Human Rights Abuses, Climate Devastation, Insurgent Attacks, Covid Hotspot」を公表、この中で同天然ガス開発事業の問題性を指摘、即座中止を訴えている。

<https://www.foei.org/take-action/gas-human-rights-covid-mozambique>

<sup>14</sup> [https://webronza.asahi.com/politics/articles/2019061300001.html?iref=wrp\\_rnavi\\_new](https://webronza.asahi.com/politics/articles/2019061300001.html?iref=wrp_rnavi_new)

[http://www.thenewhumanitarian.org/feature/2019/12/4/Mozambique-Cabo-Delgado-hunger-displaced-crisis?utm\\_source=The+New+Humanitarian&utm\\_campaign=eda09fe3b6-](http://www.thenewhumanitarian.org/feature/2019/12/4/Mozambique-Cabo-Delgado-hunger-displaced-crisis?utm_source=The+New+Humanitarian&utm_campaign=eda09fe3b6-)

[RSS\\_EMAIL\\_CAMPAGN\\_ENGLISH\\_FOOD&utm\\_medium=email&utm\\_term=0\\_d842d98289-eda09fe3b6-75541417](RSS_EMAIL_CAMPAGN_ENGLISH_FOOD&utm_medium=email&utm_term=0_d842d98289-eda09fe3b6-75541417)

<sup>15</sup> <https://mainichi.jp/articles/20201008/ddm/007/030/134000c>

<sup>16</sup> <https://acleddata.com/tag/mozambique/>

<sup>17</sup> <https://www.amnesty.org/en/latest/news/2020/09/mozambique-video-showing-killing-of-naked-woman-further-proof-of-human-rights-violations-by-state-armed-forces/>

<https://www.africa-express.info/2020/09/17/cabo-delgado-mozambican-soldiers-kill-woman-after-the-beating-machine-gunned-36-times/>

に天然資源開発が集中する一方で、住民が大規模な立退きや環境劣化に直面するとともに、貧富の格差が拡大する中、社会的不満が広がっていることが根本原因の一つであると指摘されている点である。これについては、モザンビーク内外の研究者や市民社会だけでなく、米国外交関係者すら口にしてしている<sup>18</sup>。また、一連の襲撃に対しては「イスラム国」を名乗る武装集団が関わりを公表しているが、2020年8月に、武装集団により、天然ガス開発事業開発地から60キロの地点にあり、その輸送拠点港であるモシンボアダブラリアの街と港が占拠された際には、同武装集団が機関紙『ナバア』で、同街・港は「十字軍のガス企業拠点の近く」だと宣言するなど、これまで同天然ガス開発事業への執着を見せている。モザンビーク北部のこの天然ガス開発地帯において、まさに「資源の呪い」現象が生じていると考えられる。

これら攻撃は現在まで止むことはなく、12月から1月にかけては、武装集団が、天然ガス開発地からわずか「5キロ」「フェンスのすぐ外にある」村を襲撃、そこに拠点を設けたことから、同開発事業で日本と同じ第1鉱区の第一権益者であるフランス TOTAL 社が、職員と建設関係者を空路にて退避させることを決定した<sup>19</sup>。

#### ◆憲法違反：「隠し債務」の返済に使われる事業への投資

2019年6月、モザンビーク政府が(1)で触れた「隠し債務」の返済を、同天然ガス開発への海外直接投資(FDI)によって賄い、利息を上乗せしようとしていることに対し、モザンビーク憲法評議会が、同債務への国費での返済は憲法に反しているとする判断を公表した<sup>20</sup>。それにもかかわらず、ニウシ政権がこれを無視して、同年10月より国費を用いた「隠れ債務」の国際債権者への返済を開始している。日本のNGOは、これまでの協議会で、新旧大統領をはじめとする多くの政府高官が「隠れ債務」に関わっていることを資料と共に示してきたが、このことは、そのツケがモザンビーク国家全体と国民に押付けられていることを意味しており、ガバナンスを不問にする形で続けられる資源開発と投資が、モザンビーク政府の三権分立、民主統治の破壊を助長している現状を指摘してきた。

以上の状況を受けて、過去2回、天然ガス開発を取り巻く状況について問題提起、融資決定に際しては、モザンビーク政府のガバナンス改善が必須であること、また現地の人びとの治安確保も考慮されるべきと指摘してきた。これに対し、財務省・JBICからは以下のとおり回答されている。

財務省・水沼：私たちがモザンビーク政府の非開示債務問題に関して、ガバナンスを改善していくことは非常に重要なイシューであると考えている。

JBIC・細井：現地の人びとの治安確保の問題についても、住民の安全確保に関しては我々としても認識しているところ。当然、プロジェクトの関係者のみならず、その周辺の地域住民に係るセキュリティ対策も含め、プロジェクトの関係者から情報を入手しているし、加えて、外部専門家にリスク分析を依頼するなどしながら、必要な情報収集を行い、対策の適切性を確認している。

#### 【質問】

以上の(1)、(2)、(3)に関するこれまでの議論の経緯と現状を踏まえ、以下質問する。

##### ■ 隠れ債務問題と円借款について

① 2020年6月に財務省より示された「隠し債務」に対する見解から変更がないという理解でいいか。あれば、何に基づきどのように変わったのか示されたい。

② 2020年6月にも確認されたとおり、2015年5月を最後に、新しい借款はいまも供与されていないという理解でいいか。再開されている場合、いつ、何の情報に基づき、どのような判断がなされて再開されたのか示されたい。

<sup>18</sup> WEB 論座『「イスラム国がモザンビークを攻撃」の衝撃』船田クラークンさやか

<https://webronza.asahi.com/politics/articles/2019061300001.html>

<sup>19</sup> <https://apnews.com/article/international-news-islamic-state-group-mozambique-91fd3cfdfe7f279d10ccc63deabf5193>

<https://www.bloomberg.com/news/articles/2021-01-01/total-asks-mozambique-staff-to-leave-as-attacks-near-lng-project>

<sup>20</sup> <https://noticias.sapo.mz/actualidade/artigos/dividas-ocultas-os-milhoes-de-galinhas-e-a-inocencia-de-jean-boustani>

#### ■モアティーズ炭鉱／ナカラ回廊鉄道・港湾インフラ事業に対する JBIC 融資

③ (2) で引用した 1 月 21 日に発表された三井物産のプレスリリースにあるとおり、三井物産は同事業の全持ち分と付随する融資を、ほぼゼロ円(1.0 米ドル)で手放すとあるが、その結果、JBIC による融資の返済はどのように行われるのか。返済されるのか。プロセス、支払い義務の所在など具体的に示されたい。

④ 現地および日本の NGO、農民組織は、来日時あるいはこれまでの協議会で、上で述べたとおり、本事業が抱える問題やリスクについて提起、警鐘をならし、融資をしないように JBIC に要請してきた。それにもかかわらず JBIC は融資を決定したわけだが、融資決定からたった 1 年数カ月で、三井物産、Vale 社ともに同事業から撤退を決定した。これに対する財務省・JBIC の分析・見解をお示しいただきたい。

⑤ NGO としては、同じ「失敗」を繰り返さないために、融資に至るプロセスの検証をすべきと考えるがどうか。

⑥ 事業により生じた被害と人権侵害について、JBIC はこれまで、JBIC やアフリカ開発銀行等が関わるからこそ、国際的なスタンダードに基づくセーフガードポリシーを適用することができ、継続的なモニタリングと地元住民の生活環境改善につながると主張してきた。今後、現地でこれまで生じてきた被害・悪影響について誰がどのように責任とるのか、具体的にお示しいただきたい。

#### ■カーボデルガード州天然ガス開発事業に対する JBIC 融資

⑦ 本協議で NGO が議題提案をした 2019 年 12 月からだけを見ても、状況が悪化の一途をたどっていることと、現状について、何に基づいて、どのように分析しているか具体的にお示しいただきたい。

⑧ 融資の全体の執行プロセスをお示しいただきたい。すでにすべて執行(融資)したのか、何期かにわけて行われるのか。後者の場合、次の拠出はいつか。その際の拠出条件はなにか。

⑨ すでに融資を全額執行した場合、現地の状況が、現地および日本の NGO の警告どおりに悪化してきているなかで、事業が融資計画どおりに進んでいないと考えるが、これにどう対応しているのか。今後はどうするのか。このままの状況が続けば、事業継続が困難になり、債務が焦げ付く可能性が高いと考えるがどうか。

⑩ 前回の協議会では、上で引用したとおり、JBIC は「融資決定にあたっては現地の人びとの安全性にも配慮する」と回答をされたが、同協議会直後の 7 月の融資決定にあたり、現地の人びとの治安と安全確保について具体的にどのような配慮がなされ、今、どのような対応がなされているのかお示しいただきたい。

#### 議題 6：バングラデシュ・マタバリ石炭超々臨界圧石炭火力発電事業(円借款)におけるコヘリア川の埋立認可について

提案者：「環境・持続社会」研究センター(JACSES)、田辺有輝

背景：

国際協力機構(JICA)が円借款供与中のバングラデシュ・マタバリ石炭超々臨界圧石炭火力発電事業(フェーズ 1)では、追加コンポーネントとして、コヘリア川に沿って全長約 7.3 キロ、幅約 5.5 メートルの道路建設が行われており、その一環として、コヘリア川が約 20 メートル幅で埋め立てられている。しかし、バングラデシュ政府の環境局の担当者は、コヘリア川の埋立計画は EIA 報告書に含まれておら

ず、埋立許可はしていないと指摘したと報道<sup>21</sup>されている。実際に、JICA が公開している当該道路の EIA 報告書<sup>22</sup>においても、河川の埋め立てが伴うことは記載されておらず、埋め立てによる川への影響予測・緩和策の策定は行われていない。コヘリア川は地元住民が塩等の生産物を運搬するための重要な水路であり、航行困難になることで地元経済に重大な負の影響を与えることになる。

この問題について、JICA 担当者に聞いたところ、土砂は河原に一時的に置いておくだけで、いずれ復元される予定である、川への土砂流出対策は行っている、環境局の担当者は報道された内容の発言はしていない、との返答があった。

しかし、一時的な土砂設置であれば、河原一面に土砂を敷き詰めることは不自然である（道路のかさ上げに使用する際に作業効率が極めて悪くなるため）。また、雨季が始まれば（4 月～）水かさが増えるので、現在のように河原をかさ上げた状態であれば川の流れにも大きな影響を及ぼすことが想定されるが、EIA においてそのような影響は想定されていない。

質問：

雨季が始まる前に早急に河原の土砂を撤去するとともに、今回の問題が生じた原因と再発防止策を検討する必要があると考えるが、財務省の見解を伺いたい。

---

<sup>21</sup> <https://www.thedailystar.net/frontpage/news/the-killing-kohelia-2033253>

<sup>22</sup>

[https://www.jica.go.jp/english/our\\_work/social\\_environmental/id/asia/south/bangladesh/c8h0vm000090ry4d-att/c8h0vm0000f8vye6.pdf](https://www.jica.go.jp/english/our_work/social_environmental/id/asia/south/bangladesh/c8h0vm000090ry4d-att/c8h0vm0000f8vye6.pdf)